

さいたま市国民保護協議会運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この規定は、さいたま市国民保護協議会条例（平成17年10月13日 条例第205号）第6条の規定に基づき、さいたま市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 協議会を招集するときは、協議会の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

（委員の代理）

第3条 委員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

（異動の報告）

第4条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名、異動年月日を会長に報告しなければならない。

（会議の記録）

第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならない。

2 議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席した委員の職名及び氏名
- (3) 議事の件名及び概要並びに議決事項
- (4) その他必要と認める事項

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い入室するものとする。

2 会議の傍聴の定員は、10名とする。

3 傍聴の受付は先着順とし、協議会の開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

4 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。
- (3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、会長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。

5 傍聴者が前項の規定を守らないときは、会長は、これを制止し、その命令に従わ

ないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、総務局危機管理室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月1日から施行する。